議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和８年１０月１９日（月）①

杉 並 区 議 会

目　　次

議会運営委員会理事会の会議記録について　…… 3
議案審査結果報告について　…… 3
請願・陳情審査結果報告について　…… 4
委員会提出議案について　…… 4
議員提出議案について
(1) オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する観察処分の期間更新を求める意見書　…… 4
(2) 令和８年９月28日の総務財政委員会における奥山たえこ議員の議会の秩序及び品位を損なう言動に対する警告決議　…… 5
(3) 奥山たえこ議員の議会内における発言に対する警告決議　…… 8
本会議の日程について　…… 9
令和９年度予算要求について　……１０

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

日　　時	令和８年１０月１９日（月）　　午前９時３０分～午前１０時４５分
場　　所	第３・４委員会室
出席理事 （８名）	理　事　矢　口　やすゆき　　理　事　わたなべ　友　貴 理　事　山　田　　耕　平　　理　事　渡　辺　　富士雄 理　事　ひわき　　岳　　理　事　ブランシャー明日香 理　事　田　中　　朝　子　　理　事　宇田川　　ゆうじ
欠 席 理 事	（なし）
理事以外の 出 席 議 員	議　長　木　梨　もりよし　　副 議 長　中　村　　康　弘 安　斉　　あきら　　小　林　　ゆ　み
出席理事者	（なし）
事務局職員	事 務 局 長　秋　吉　誠　吾　　事務局次長　村　野　貴　弘 庶 務 係 長　田　口　昌　実　　議 事 係 長　蓑　輪　悦　男 担 当 書 記　田　代　り　か

（午前　９時３０分　開会）

矢口理事　これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

ちょっといろいろ検討する事項がありますので、一旦、暫時休憩とさせていただきます。

（午前　９時３１分　休憩）

（午前１０時２４分　開議）

矢口理事　休憩前に引き続き議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

矢口理事　初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、９月16日、29日の２回分について、事前に各理事にお送りしておりますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

矢口理事　それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《議案等審査結果報告について》

矢口理事　次に、議案等審査結果報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長　資料１を御覧ください。令和８年第３回定例会委員会付託議案等審査結果でございます。

総務財政委員会、議案第82号、第86号、以上２議案については原案を可決すべきものと決定。

区民生活委員会、議案第83号、第89号、第90号、以上３議案については原案を可決すべきものと決定。

保健福祉委員会、議案第84号、以上１議案については原案を可決すべきものと決定。

都市環境委員会、議案第85号、議案第88号、以上２議案については原案を可決すべきものと決定。

決算特別委員会、認定第１号から第４号、以上４件については決算を認定すべきものと決定。

以上でございます。

矢口理事　ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢口理事　それでは、本会議において議案等審査報告書を御確認願います。

《請願・陳情審査結果報告について》

矢口理事　次に、請願・陳情審査結果報告について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長　資料２を御覧ください。令和８年第３回定例会委員会付託請願・陳情審査結果でございます。

総務財政委員会、８請願第５号、８請願第６号、以上の請願については採択すべきものと決定。

区民生活委員会、８陳情第19号、以上の陳情については趣旨採択すべきものと決定。

保健福祉委員会、８陳情第15号、８陳情第16号、以上の陳情については不採択とすべきものと決定。

以上でございます。

矢口理事　ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢口理事　それでは、本会議において請願・陳情審査報告書を御確認願います。

《委員会提出議案について》

矢口理事　次に、委員会提出議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長　資料３を御覧ください。先ほど請願・陳情審査結果報告において説明のとおり、８請願第５号及び８請願第６号の２件について、総務財政委員会で請願が採択すべきものとされたことに伴い、委員会提出議案第１号固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書を提出するものです。意見書の内容は資料３のとおりです。朗読は省略させていただきます。

なお、委員会提出議案のため、会議規則第32条第２項の規定に基づき付託省略となります。

説明は以上でございます。

矢口理事　ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢口理事　この件については、本日の本会議に提出されます。

なお、説明のとおり付託省略となりますので、御了承願います。

《議員提出議案について》

(1) オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する観察処分の期間更

新を求める意見書

矢口理事　次に、議員提出議案についてです。

初めに、オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する観察処分の期間更新を求める意見書について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長　資料４を御覧ください。先日開催の議運理事会において、理事会の全会一致により意見書を提出することとなっています。提出者は議会運営委員会委員全員とし、意見書の内容は資料のとおりです。朗読は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

矢口理事　ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢口理事　それでは、この内容で議会運営委員会委員全員を提出者とし、議員提出議案として提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

矢口理事　それでは、本件は議員提出議案第８号として、本日の本会議に提出することとし、この後開催の議会運営委員会でも説明をいたします。

なお、本会議での説明は私が行うことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

矢口理事　また、この議案の付託先ですが、付託省略としてはと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

矢口理事　それでは、この後開催の議会運営委員会でも確認をいたします。

(2)令和８年９月28日の総務財政委員会における奥山たえこ議員の議会の秩序及び品位を損なう言動に対する警告決議

矢口理事　続いて、令和８年９月28日の総務財政委員会における奥山たえこ議員の議会の秩序及び品位を損なう言動に対する警告決議についてです。

決議等の議案提出に関する取扱いについては、委員会での決定によるもの、理事会の全会一致となったものを提出することができるとの規定に加え、非交渉会派の議員が提出しようとする場合は、あらかじめ理事会で説明することができることとしています。

このたび安斉あきら議員及び小林ゆみ議員から、今定例会において決議を提出したいとの申出がありましたので、本件について説明を受けることにいたします。

提出者のお二人は説明者席へ移動をお願いいたします。

それでは、お二人にはお待たせしてしまって申し訳ありませんでしたが、改めて本提案について、簡潔に説明をお願いいたします。

安斉議員　まず、説明の機会をいただき、議運理事会の皆様に改めて感謝を申し上げたいと思います。

その上で、令和８年９月28日の総務財政委員会における奥山たえこ議員の議会の秩序及び品位を損なう言動に対する警告決議について、提出者を代表して趣旨を説明いたします。

まず、地方自治法第132条は、議員は無礼の言葉を用いてはならないと定めております。また、杉並区議会会議規則第104条では、「議員は、議会の秩序及び品位を重んじなければならない。」と規定をしています。しかし、令和８年９月28日の総務財政委員会で審議再開までに長時間を要したことに関連し、奥山たえこ議員は他の議員に対して、「どうやって責任を取ってくれるんですか。謝罪のお金でも配ってくれるんですか」と発言しました。議事運営や他の議員の対応を批判すること自体は当然認められます。しかし、議員間の対立に金銭の支払いを持ち出す発言は相手方に金銭を要求する趣旨とも受け取られかねず、議会の品位を損なう極めて不適切なものです。

さらに、同日の委員会では、奥山議員に対する副委員長不信任動議が議決権を有する全会派の一致で可決をされました。これは副委員長としての信任に関する判断であり、議員本人への問責とは異なるものでありますが、委員会において厳しい意思が示された事実を重く受け止める必要があります。

加えて、本件発言及び委員会での経緯は複数の新聞社などにより報道され、杉並区議会全体の品位と社会的信頼に関わる問題となりました。それにもかかわらず、奥山議員から、区民及び議会に向けた明確な謝罪や十分な説明が公に示されたことは確認できておりません。議会は区民の負託を受けた公的機関であり、その秩序と品位は区民の信頼の基盤であります。今回の事案を看過することは、議会自らがその信頼を損なうことにつながりかねません。

以上の理由から、杉並区議会として、奥山たえこ議員の言動について、その責任を重く受け止めるよう求めるとともに、厳重に警告するものであります。

議運理事会各位の御理解と御賛同をお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

矢口理事　ありがとうございました。ただいまの件について、提出者へ質疑があればしていただき、その後、意見があれば御発言いただければと思います。

初めに、質疑がある方はいらっしゃいますか。――それでは、意見がある方はいらっしゃいますか。

ブランシャー理事　会派として申し上げます。

この件に関して御提出いただいておりますけれども、会派で協議した結果、当会派としては、提出には賛成しかねます。

矢口理事　ほかに意見がある方はいらっしゃいますか。

わたなべ理事　今、ブランシャー理事のほうから、会派として賛成できない旨の御発言がありました。どの部分について賛成をできないのか、詳しくお聞かせいただきたいと思います。というのは、本件は議会全体の信用に関わる問題であり、他の会派の皆さんについては、特段これについて問題がないように思いますので、お一人だけそういったことであるのであれば、しっかりと理由を明確にしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

ブランシャー理事　今回の件で、その後に起こったことですけれども、こちらにいらっしゃる全ての皆様に多大なるお時間と御苦労をおかけしたことは会派としても大変申し訳なく思っております。そのことに対しては真摯におわび申し上げたいと、会派としては思っております。

私たちシスターフッド杉並の中でいろんな協議が行われたんですけれども、今回の総務財政委員会の場で不信任動議が出されて、すぐ可決された後に御本人が副委員長にならなかったという経緯がありましたので、我が会派といたしましては、それをもって一定の制裁というか、一定の判断をされたということでよいのではないかという見解です。

わたなべ理事　こちら本文にも書いてありますとおり、本件については不信任とはまた性質の異なるものであって、奥山議員に対して制裁を求めるというよりは、御自身の言動をしっかりと省みてほしいという趣旨だというふうに理解しています。ですので、その理由で反対をするというのはちょっとおかしいのではないかなということは申し添えさせていただきたいと思います。特段意見をいただく必要はないので、趣旨は理解いたしました。

矢口理事　ほかに意見のある方いらっしゃいますか。――それでは、御説明いただいた提案については、理事会の全会一致の賛成とはなりませんでした。

安斉議員、小林議員、御説明にお越しいただきありがとうございました。説明者席から移動をお願いいたします。

それでは、本件は議員提出議案第９号として、本日の本会議に提出されます。

また、本議案の付託先ですが、付託省略としてはと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

矢口理事　それでは、この後開催の議会運営委員会でも確認いたします。

(3)奥山たえこ議員の議会内における発言に対する警告決議

矢口理事　次に、奥山たえこ議員の議会内における発言に対する警告決議についてですが、提案者のわたなべ理事から説明をお願いします。

わたなべ理事　発言の機会をいただきましてありがとうございます。私からは、案文の朗読で説明と代えさせていただきます。

地方自治法第132条において、議会の会議又は委員会において議員は無礼の言葉を使用してはならないとされ、また、杉並区議会会議規則第104条において、議員は議会の秩序及び品位を重んじなければならないと定められている。

しかしながら、奥山たえこ議員は、令和８年９月28日の総務財政委員会における浅井くにお委員長に対する不信任動議の意見開陳の中で、「解決の方法が分かっておきながら、これだけ６時間も延ばしておいて、どうやって責任取ってくれるんですか。謝罪のお金でも配ってくれるんですか」との発言を行った。

議会での議論が厳しいものであっても、議員には議会の秩序及び品位を重んじた発言が求められる。委員会という公の場において、特定の議員に対し、金銭の支払いを求めるとも受け取られかねない発言を行うことは、議員間の自由かつ公正な議論を損ないかねず、議会の秩序及び品位、さらには議会に対する区民の信頼という観点からも看過することはできない。

また、本件発言は、私的な場やＳＮＳ上で行われたものではなく、正式な委員会審査の中でなされた公的な発言である。

議員には、その発言が持つ影響を十分に認識し、一層の節度と責任を持つことが求められる。

本件発言を受け、同日、奥山たえこ議員が副委員長に選任された直後、同議員に対する副委員長不信任動議が提出され、全会一致で可決された。

副委員長不信任は、同議員を副委員長として信任するか否かの判断である。一方、本件発言そのものについて、議員としての政治的責任を明確にすることは、性質を異にするものである。

さらに奥山議員は、令和８年10月14日の令和８年決算特別委員会において、他の委員に対して発言者席から、威圧的かつ暴力的な発言をして委員会の秩序を乱し、円滑な委員会運営を妨げた。

令和８年10月16日に決算特別委員会内での発言について謝罪はあったものの、本議会として、意見の対立が激しい場合であっても、特定の議員に対して金銭の支払いを求め

るとも受け取られかねない発言や、他者を威圧するような暴力的な発言が、公の委員会の場で行われることを看過することはできない。

よって、杉並区議会は、奥山たえこ議員に対し厳重に警告する。

今後は、自らの言動を真摯に省み、議員相互の人格を尊重しながら、議会の秩序と品位を重んじるよう強く求める。

以上、決議する。

以上であります。

矢口理事　まず、この件について各会派の意見を伺いたいと思いますが、どなたか意見がある方いらっしゃいますでしょうか。

ブランシャー理事　こちらの警告決議につきましても、当会派としては賛成しかねるものです。

理由といたしましては、９月28日の総財委員会に関することは先ほど申し上げたとおりです。

10月14日の決算特別委員会での発言についてですけれども、これは10月16日に本人から直接、議会の皆様の前で謝罪がありました。その謝罪の内容につきましても、大変重いものだということで本人も反省していることを表明できているかと思いますので、こちらも提出に対しては賛成しかねます。お願いします。

わたなべ理事　質問だったら、お返しをしなきゃ……。

矢口理事　今のは質問ですか、意見……。

ブランシャー理事　いえ、意見です。

矢口理事　ほかに御意見のある方いらっしゃいますか。よろしいですか。――では、御意見を伺ってまいりましたが、全会一致とはならないようですので、この件は議員提出議案としては提出しないことといたします。

《本会議の日程について》

矢口理事　次に、本会議の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長　この後、午後１時から本会議を開会。会議録署名議員は、９番前山なおこ議員、３５番くすやま美紀議員。日程は、陳情の付託。各委員会の議案等審査結果報告、採決。各委員会の請願・陳情審査結果報告、採決。委員会提出議案第１号の上程、提案説明、採決。議員提出議案第８号及び第９号の上程、提案説明、採決。閉会中の継続審査、継続調査。

以上でございます。

矢口理事　ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢口理事　それでは、ただいまの説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

《令和９年度予算要求について》

矢口理事　次に、令和９年度予算要求について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長　資料７を御覧ください。まず、１、令和９年度予算の概要について説明させていただきます。

３事業のうち、区議会の運営の事業については２億700万円余を要求しており、前年比220万円余の減となっています。これは令和８年予算に計上した第３委員会室用机購入費1,300万円余が皆減となる一方、議員改選に伴う経費や後ほど説明する新規・変更項目に係る経費等を計上したことによるものです。

区議会議員報酬については、６億4,300万円余を要求しています。なお、この額は現行の報酬額を前提としており、今後の特別職報酬等審議会の答申や条例改正の状況により変動する可能性がございます。

区議会事務局の運営については、行政視察の活発化を踏まえた随行旅費の増額などにより増となっています。これらを合わせて、議会費全体の予算要求額は８億5,200万円余でございます。

次に、２、令和９年度予算　主な新規・変更について説明をさせていただきます。８月に各会派からいただいた予算要望については、要望どおり要求するもの、関連経費を要求するもの、予算要求になじまないもの、継続して検討していくものなどに整理し、正副議長との協議を経て予算要求するものを資料のとおりまとめました。

１項目めの議員災対服の購入については、区長部局における災対服の更新に合わせ、議員災対服についても機能性の向上及び貸与品目の見直しを行うもので、200万円余を計上しています。具体的には、会派要望を踏まえ、伸縮性や保温性に優れたジャケット・パンツ型への変更、ポロシャツの新規導入、回転式ヘルメットへの変更を予定しています。要求どおり予算化された場合、災対服のリニューアルとともに、貸与品目を区管理職の取扱いに準じた見直しを行いたいと考えています。この見直しにより、令和９年度の改選後は、全議員に対して区長部局と同様のジャケット、パンツ、ポロシャツ及びヘルメットを新たに貸与します。また、改選後に就任する新議員に対しては、これらに加え、帽子及びベストを貸与します。一方、従前のプラベルト、雨具、腕章及び防災靴は貸与対象から除外し、必要に応じて各議員において使いやすいものを用意していた

だく見直しを進めたいと思いますので、御理解いただきますようお願いいたします。

２項目めの政務活動費管理システムの導入については、政務活動費の申請から収支報告までの手続を電子化し、議員、職員双方の事務負担軽減と利便性向上を図るもので、160万円余を計上しています。

なお、本件については、政務活動費調査検討委員会における検討結果やトライアル導入の結果等を踏まえ、最終的に本格導入の可否を判断する予定です。

３項目めの議員応接室ディスプレーの購入については、会派要望を踏まえ、第３応接室にディスプレーを設置するための経費として30万円余を計上しています。

最後に、議員記章についてです。会派からは、公費による交付の廃止または初当選議員等への貸与に限定する見直し要望が出されています。一方で、議員記章は製作に期間を要する特殊品であり、令和９年度改選時に必要な分については、令和８年度の補欠選挙時に併せて既に調達済みであることから、令和９年度予算には関連経費を計上していません。

議員記章の今後の取扱いについては、引き続き御協議いただきたいと考えています。

説明は以上でございます。

矢口理事　ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢口理事　それでは、ただいまの説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

なお、先ほどお話がありました議員記章の取扱いについては、他区の状況調査を含め、事務局から対応案を出すようお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢口理事　なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

（午前１０時４５分　閉会）